

○小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付要綱

平成4年9月29日

告示第40号

(趣旨)

第1条 町は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上、放流水のBODが日間平均値で1リットル中20ミリグラム以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第35号厚生省浄化槽対策室長通知)が適用される浄化槽にあつては同指針に適合するものをいう。
- (3) 専用住宅 専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助の対象となる区域は、公共下水道事業計画の認可区域以外の区域とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(交付対象)

第4条 町長は、前条に定める区域内において、専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 町税滞納者
- (4) 販売の目的で、合併処理浄化槽付き専用住宅を建築(改築を含む。以下同じ。)する者(以下「建築者」という。)。ただし、居住の目的で当該専用住宅を購入した者は、建

築者があらかじめ町長に小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付確認願(様式第1号)を提出して、その設置する浄化槽について、補助対象となる合併処理浄化槽である旨の確認済証の交付を受けていたときは、補助金の申請者となることができる。

(5) 専用住宅の内、別荘等の合併処理浄化槽の維持管理等が困難なもの

(補助金額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用の内、別表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けて合併処理浄化槽を設置しようとする者は、あらかじめ小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付申請書(一般用)(様式第2-1号)を、町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者が、建売住宅の購入者であるときは、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付申請書(建売住宅購入者用)(様式第2-2号)を、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該年度内に事業が完了するなどの内容を審査して、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ通知する。

(遵守事項)

第8条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(3) 補助事業により、効用の増加した不動産及び従物については、町長の承認を受けないうで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付すること。

(5) 補助事業の工事については、次のア又はイに該当する者の監督の下に行うこと。

ア 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により、指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者

イ 昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士

(変更、廃止届)

第9条 補助対象者は、第7条第2項の規定により補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金変更(廃止)届(様式第5号)を、町長に提出しなければならない。

(状況の確認)

第10条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(完了届)

第11条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、小山町合併処理浄化槽設置完了届(様式第6号。以下「完了届」という。)を、町長に提出しなければならない。

(補助金交付等)

第12条 町長は、前条の規定による完了届を受理したときは、完了を確認した後、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第8条の遵守事項に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(適正な管理)

第15条 補助対象者は、この要綱により設置した合併処理浄化槽について、定期的な保守点検等適正な管理を行い、排水浄化に努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日告示第17号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成7年1月31日告示第6号)

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月24日告示第11号)

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に交付決定を通知しているものに係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月23日告示第11号)

- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に交付決定を通知しているものに係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成19年1月31日告示第3号)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に交付決定を通知しているものに係る補助金については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

補助金額	
人槽区分	補助金限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

様式第1号(第4条関係)

小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付確認願

年 月 日

小山町長 様

住所
 建築者 会社名
 氏名 印
 電話

このたび、販売目的のため住宅を建築するに当たり、設置する下記の合併処理浄化槽について、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付要綱の対象となる浄化槽であることを確認願います。

記

設置場所	小山町
浄化槽の形式	名称 認定番号
浄化槽の人槽	人槽
建物の用途	1 住宅 (延べ床面積 m ²) 2 併用住宅 (居住部分の延べ床面積 m ²) (その他の延べ床面積 m ²)
施工業者	住所 氏名又は名称 電話 浄化槽設備士氏名 浄化槽設備士免状番号() 特別講習会修了番号()
工事着工予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他()

添付書類

- 1 審査機関を経由した建築確認通知書の写し及び設置場所の案内図
- 2 建築者の法人税及び固定資産税の納税証明証等滞納のない証明
- 3 浄化槽仕様書(浄化槽設備の概要書、工場生産浄化槽認定シート)
- 4 浄化槽に係る配管の平面図及び放流先等概要がわかる図面
- 5 浄化槽排水の放流先の占用許可が必要な場合には、占用許可の写し

- 6 合併処理浄化槽設置工事の経費の明細書の写し
- 7 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が発行する浄化槽登録書の写し及び登録浄化槽管理票のC票
- 8 借地に建築しようとする場合は、賃貸人の承諾書の写し
- 9 その他町長が必要と認める書類

確認済証

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏名 印

上記については、次の条件を付して確認します。

- 1 建築者は、購入者に確認済証を渡すこと。
- 2 建築者は、上記添付書類のうち購入者が補助金の交付申請に必要な書類を渡すこと。
- 3 小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第2—1号(第6条関係)

小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付申請書(一般用)

年 月 日

小山町長 様

住所

申請者 氏名

印

電話

小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

設置場所	小山町
浄化槽の型式	名称 認定番号
浄化槽の人槽	人槽
交付申請額	金 円
建築物の所有者	1 本人 2 共有 3 その他()
建物の用途	1 住宅 (延べ床面積 m2) 2 併用住宅 (居住部分の延べ床面積 m2) (その他の延べ床面積 m2)
施工業者	住所 氏名又は名称 電話 浄化槽設備士氏名 浄化槽設備士免状番号() 特別講習会修了番号()
工事着工予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他()

添付書類

- 1 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- 2 合併処理浄化槽設置場所の案内図
- 3 納税証明書(町民税、固定資産税)等滞納のない証明
- 4 浄化槽の仕様書(浄化槽設備の概要書、工場生産浄化槽認定シート)
- 5 浄化槽設置に係る配管の平面図及び放流先等概要がわかる図面
- 6 浄化槽排水の放流先の占用許可が必要な場合には、占用許可の写し
- 7 事業経費の見積書の写し(合併処理浄化槽設置工事費分)

- 8 工事契約書の写し
- 9 浄化槽施工業者の瑕疵担保に関する覚書(別紙1)の写し
- 10 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が発行する浄化槽登録書の写し及び登録浄化槽管理票のC票
- 11 住宅及び土地を借りている者は、賃貸人の承諾書の写し
- 12 その他町長が必要と認める書類

様式第2—2号(第6条関係)

小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付申請書(建売住宅購入者用)

年 月 日

小山町長 様

住所

申請者 氏名

印

電話

小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

設置場所	小山町
浄化槽の型式	名称 認定番号
浄化槽の人槽	人槽
交付申請額	金 円
建築物の所有者	1 本人 2 共有 3 その他()
建物の用途	1 住宅 (延べ床面積 m2) 2 併用住宅 (居住部分の延べ床面積 m2) (その他の延べ床面積 m2)
施工業者	住所 氏名又は名称 電話 浄化槽設備士氏名 浄化槽設備士免状番号() 特別講習会修了番号()
工事着工予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他()

添付書類

- 1 確認済証
- 2 審査機関を経由した建築確認通知書の写し
- 3 合併処理浄化槽設置場所の案内図
- 4 納税証明書(町民税、固定資産税)等滞納のない証明
- 5 浄化槽の仕様書(浄化槽設備の概要書、工場生産浄化槽認定シート)
- 6 浄化槽設置に係る配管の平面図及び放流先等概要がわかる図面
- 7 浄化槽排水の放流先の占用許可が必要な場合には、占用許可の写し

8 売買契約書の写し及び合併処理浄化槽設置工事の経費明細書の写し

9 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が発行する浄化槽登録書の写し及び登録浄化槽管理票のC票

10 住宅及び土地を借りている者は、賃貸人の承諾書の写し

11 その他町長が必要と認める書類

様式第3号(第7条関係)

小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏名 印

年 月 日付けで申請のあった小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了してください。

補助対象者は、上記期限までに工事が完了することができないときは、あらかじめ町長の承認又は指示を受けてください。

(2) 承認事項等

ア 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けてください。

(ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

イ 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、その理由その他必要な事項を町長に報告し、指示を受けてください。

(3) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行に関し、町長の要求があったときには、直ちに町長に報告してください。

(4) 完了報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、小山町合併処理浄化槽設置完了届及び請求書を提出してください。

(5) 補助金の交付

補助金は、小山町合併処理浄化槽設置完了届及び請求書を受領し、完了を確認した後、その全額を交付します。

(6) 遵守事項

ア 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

イ 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

ウ 補助事業により、効用の増加した不動産及び従物については、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

エ 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付すること。

オ 設置した後の合併処理浄化槽は、定期的に保守点検等を行い、排水浄化に努めること。

カ 補助事業の工事については、以下の監督の下に行われるものとする。

なお、以下の(イ)の該当者にあっても、可能な限り(ア)の該当者を活用すること。

(ア) 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により、指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者

(イ) 昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士

様式第4号(第7条関係)

小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏名 印

年 月 日付けで申請のあった小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金
交付申請については、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

(理由)

様式第5号(第9条関係)

小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金変更(廃止)届

年 月 日

小山町長 様

申請者 氏名

住所

印

電話

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた小山町
合併処理浄化槽設置奨励事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更(廃止)したい
ので届け出ます。

記

1 補助金承認内容の変更

2 補助事業の廃止

(理由)

様式第6号(第11条関係)

小山町合併処理浄化槽設置完了届

年 月 日

小山町長 様

住所

申請者 氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知があった合併処理浄化槽の設置を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

補助金決定額	金 円			
設置場所	小山町			
浄化槽の型式	名称	認定番号		
浄化槽の人槽	人槽			
建築物の所有者	1 本人 2 共有 3 その他()			
建物の用途	1 住宅 (延べ床面積 m2) 2 併用住宅 (居住部分の延べ床面積 m2) (その他の延べ床面積 m2)			
工事着工年月日	年 月 日			
工事完了年月日	年 月 日			
事業経費	総額	補助金	自己資金	その他
	円	円	円	円
施工業者	住所 氏名又は名称 印 電話 浄化槽設備士氏名 浄化槽設備士免状番号() 特別講習会修了番号()			

添付書類

- 1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 2 浄化槽法定検査依頼書の写し
- 3 合併処理浄化槽設置工事の工程写真及び確認検査表(別紙2)
- 4 事業経費の領収書の写し又は領収明細書の写し
- 5 その他町長が必要と認める書類

上記の届出について、完了検査の結果適正であると認めます。

年 月 日

検査員職氏名

印

立会者職氏名

印

別紙1

覚書

設置者 (以下「甲」という。)及び施工業者 (以下「乙」という。)は、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金の交付を受けようとする小山町番地の合併処理浄化槽に関し、下記の項目により覚書を締結し、甲と乙は信義により誠実にこれを履行する。

記

1 甲は、浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

2 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が、甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。

3 乙は、甲から第1項の規定により瑕疵の修補を求められた場合は、速やかに行わなければならない。

以上覚書として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自その1通を保有する。

年 月 日

甲(設置者) 住所
氏名 印

乙(施工業者) 住所
名称及び
代表者 印

別紙2

確認検査表

施工主(申請者)氏名	
合併処理浄化槽設置場所(住所)	小山町
施工業者名	

検査項目	チェックのポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水がすべて接続されているか。	
	雨水や工場廃水が流入していないか。	
4 ます位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なますが設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触剤等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	

11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブローターの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
上記のとおり確認したことを証します。		
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">担当浄化槽設備士 印</p> <p style="text-align: right;">(浄化槽設備士免状の交付番号)</p> <p style="text-align: right;">(小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了番号)</p>		